



り災物件名	数量	取得年	り災種別	購入金額	摘要
			焼・水・破	円	
			焼・水・破		
火 災 保 険 の 契 約	契 約 会 社 名		契 約 年 月	保 険 金 額 ( 万 円 )	

[備考]

- 1 この申告書は、消防法第34条の規定により提出を求めるものです。
- 2 り災物件名には、家具什器、衣類、寝具、器具、工具、書面、骨とう、美術工芸品、貴金属、宝石類、設備機械、現金、商品、製品、半製品、原料、その他の別に順序よく記入してください。
- 3 り災種別の欄には、損害別に○印を記入してください。  
(焼：焼損 水：水損 破：破損)
- 4 火災によるり災証明書を発行する場合は、この申告書が提出されないと発行できません。
- 5 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 6 この申告書は、建物ごと、世帯ごとに使用してください。